

中頓別町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	1,927	3,723,676	111,122	445,629	12.0	13.0

(2) 職員給与等

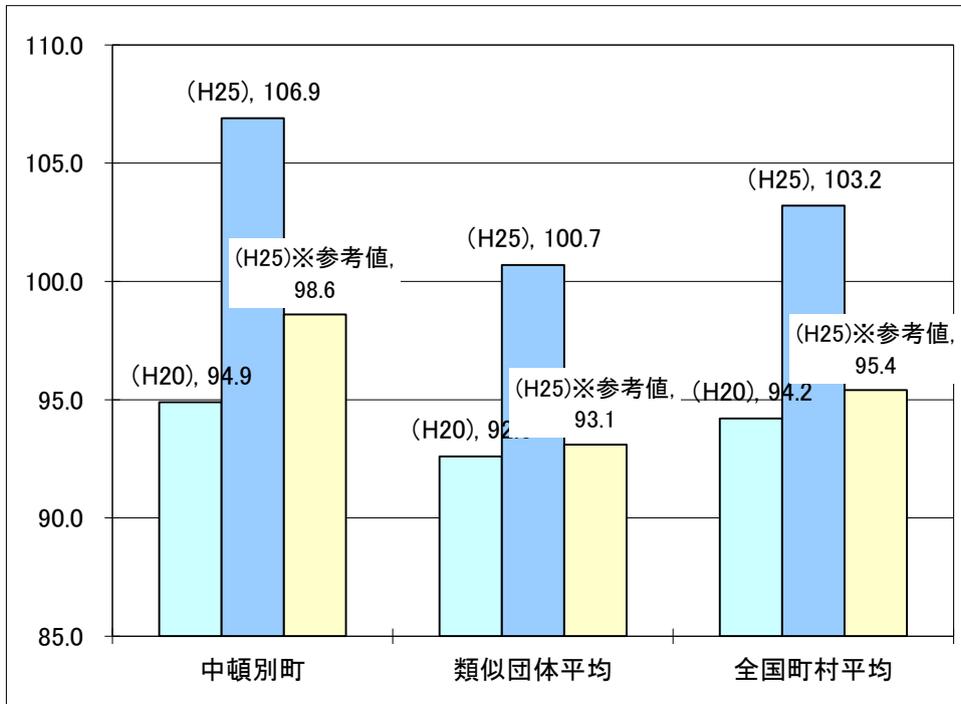
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)町村類型平均 一人当たり給与額
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	47	195,582	12,258	64,058	271,898	5,785	5,330

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	% 改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給 月数
	民間の支 給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	3.95 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤務手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況(25年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行なう前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
中頓別町	45.8 歳	338,906 円	357,592 円	365,447 円
北海道	45.4 歳	330,736 円	396,550 円	374,715 円
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	—	376,257 (405,463) 円
類似団体	42.4 歳	303,724 円	344,876 円	330,486 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種毎の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況 (25年4月1日現在)

①一般行政職

区 分		中頓別町	北海道	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	172,200 円	165,312 円	163,987 円 (172,200)
	高校卒	140,100 円	134,496 円	133,418 円 (140,100)
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値 (減額前)

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (25年4月1日現在)

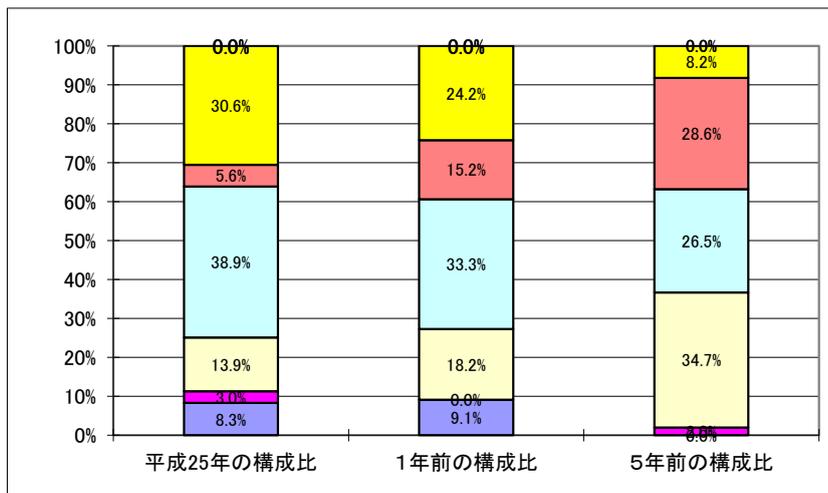
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	236,100 円	265,200 円	287,200 円
	高校卒	207,000 円	242,100 円	270,100 円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (25年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	職員の職務	3 人	8.3 %
2 級	相当困難な知識と経験を必要とする 職員の職務	1 人	3.0 %
3 級	主任の職務	5 人	13.9 %
4 級	係長、主査の職務	14 人	38.9 %
5 級	主幹等の職務	2 人	5.6 %
6 級	課長等の職務	11 人	30.6 %

(注) 1 中頓別町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

--

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中頓別町	北海道	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,350 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,552 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

--

(2) 退職手当 (25年4月1日現在)

中頓別町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.79 月分	勤続20年	23.03 月分	28.79 月分
勤続25年	32.83 月分	38.96 月分	勤続25年	32.83 月分	38.96 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	国と同様		その他の加算措置	定年前早期退職特別措置(2～20%加算)	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	0 千円	21,076 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (25年4月1日現在)

該当なし

(4) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	11,315 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	754,376 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	18.5 %		
手当の種類(手当数)	3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病予防救治作業手当	保健福祉、病院	伝染病予防救治作業	日額 300円
医務手当	医師	診断	月額 1,000,000円以内
夜間看護手当	看護師、準看護師	夜間看護	1回 6,800円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	8,257 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	275 千円
支給実績(23年度決算)	8,490 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	293 千円

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者13000円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 配偶者のいない職員1人のみ 11,000円 特定期間の加算 5,000円加算	同		7,030 千円	206,769 円
住居手当	自己所有 10,000円(10年間) 借家・借間 最高27,000円 (12,000円を 超える家賃が対象)	異	自己所有 (新築購入 後10年間) 10,000円	3,766 千円	235,389 円
通勤手当	自家用車使用 最高24,500円 交通機関利用 最高50,000円 (いずれも通勤距離が2キロ以上)	同		1,016 千円	127,050 円
管理職手当	課長職 20,000円 主幹職 15,000円	異	定額化	5,370 千円	315,882 円
単身赴任 手当	通勤距離60キロ未満の場合で通勤方法・ 時間・交通機関の状況等から通勤が困難 な場合	異	100キロ～ 300キロ 4,000円等	348 千円	348,000 円
宿日直手当	一回 4,200円	同		0 千円	0 円
寒冷地手当	11月～3月の期間 扶養親族ありの職員 月額26,380円 その他の世帯主 月額14,580円 その他職員 月額10,340円	同		7,008 千円	91,012 円

6 特別職の報酬等の状況 (25年4月1日現在)

区分	給料月額等			
	(参考)類似団体における最高/最低額			
給料	市区町村長	545,000 円 (560,000 円)	840,000 円 / 230,400 円	
	副市区町村長	525,500 円 (535,500 円)	705,000 円 / 385,000 円	
報酬	議長	210,000 円	395,000 円 / 140,000 円	
	副議長	190,000 円	310,000 円 / 115,000 円	
	議員	176,000 円	290,000 円 / 100,000 円	
期末手当	市区町村長 助役 収入役	(25年度支給割合) 2.75 月分		
	議長 副議長 議員	(25年度支給割合) なし		
退職手当	市区町村長	(算定方式) 退職日給料月額×20.504	(1期の手当額) 11,174,680 円	(支給時期) 任期毎
	副市区町村長	退職日給料月額×12.936	6,797,868 円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

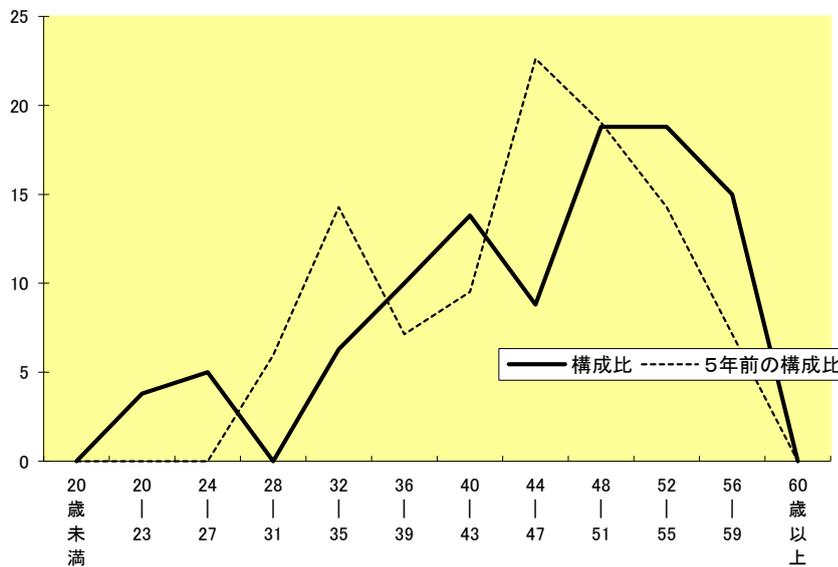
(各年4月1日現在)

区 分 部 門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
	平成25年	平成24年			
一般行政部門	議会	2	2	0	異動による増員
	総務	14	14	0	
	税務	3	2	1	
	民生	9	9	0	
	衛生	4	4	0	
	農林水産	6	6	0	
	商工	1	1	0	
	土木	3	3	0	
小 計	42	41	1	(参考) 人口1万人当たりの職員数 211.01人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 183.21人)	
特別行政部門	教育委員会	7	7	0	教育長含む
	小 計	7	7	0	(参考) 人口1万人当たりの職員数 36.03人
公営 企業計 等部 門	病院	27	27	0	
	水道	2	2	0	
	下水道	0	0	0	
	その他	3	3	0	
	小 計	32	32	0	
合 計	81 [97]	80 [97]	1 [0]	(参考) 人口1万人当たりの職員数 411.73人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 221.24人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数(定数外職員も含む)である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (25年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	3	4	0	5	8	11	7	15	15	12	0	80

(3) 職員数の状況

(単位:人・%)

部 門	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	過去5年間の 増減数(率)
一 般 行 政	54	48	42	42	41	42	77.78%
教 育	9	8	8	7	7	6	66.67%
普 通 会 計 計	63	56	50	49	48	48	76.19%
公 営 企 業 会 計 計	31	35	36	33	32	33	106.45%
総 合 計	94	91	86	82	80	81	86.17%

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。